

議案第 2 号

階上町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について

階上町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

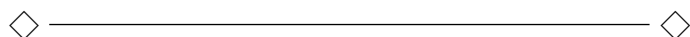
階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「社会保険診療報酬支払基金青森支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

- (1) 階上町乳幼児医療費給付条例(平成 5 年階上町条例第 13 号)第 7 条第 2 項
 - (2) 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成 8 年階上町条例第 9 号)第 5 条第 2 項
 - (3) 階上町子ども医療費給付条例(平成 27 年階上町条例第 13 号)第 7 条第 2 項
- 附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。



提案理由

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、社会保険診療報酬支払基金の名称が令和 8 年 10 月 1 日から医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることにより、所要の改正をするため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議決は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。